

児童手当制度での子どものカウント方法



支給対象 & カウント対象

カウント対象

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
年代	0歳～高校生年代																		大学生年代				

○児童手当が受け取れます
○子どもとしてカウントできます

×児童手当は受け取れません
○子どもとしてカウントできます

大学生年代のお子さんを4月以降も監護する場合、
今回同封している書類の提出（または電子申請）が必要です。

手続きをした場合、しない場合の手当月額比較

対象① 高校3年生年代の子がいる世帯

(例) 3月分まで

18歳	16歳	14歳
第1子	第2子	第3子
10,000円	10,000円	30,000円
合計 50,000円		

4月分以降（手続きを**した**場合）

19歳	17歳	15歳
第1子	第2子	第3子
-	10,000円	30,000円
合計 40,000円		

4月分以降（手続きを**しない**場合）

19歳	17歳	15歳
-	第1子	第2子
-	10,000円	10,000円
合計 20,000円		

対象② 令和8年3月に短期大学・専門学校等を卒業する子がいる世帯

(例) 3月分まで

20歳	16歳	14歳
第1子	第2子	第3子
-	10,000円	30,000円
合計 40,000円		

4月分以降（手続きを**した**場合）

21歳	17歳	15歳
第1子	第2子	第3子
-	10,000円	30,000円
合計 40,000円		

4月分以降（手続きを**しない**場合）

21歳	17歳	15歳
-	第1子	第2子
-	10,000円	10,000円
合計 20,000円		

※確認書の受付後、4月分以降の手当額の審査を行います。審査にあたり、生計費の負担等、①または②の子の監護状況についての資料提出をお願いする場合があります。

※大学生年代のお子さんをカウント対象とし、該当のお子さんが学生以外（就業中など）の場合、この手続きとは別に「児童手当現況届」の対象となります。現況届の提出については6月ごろにお知らせします。